

平成30年度地域密着型サービス 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 実地指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等により、実地指導を1事業所あたり概ね3年に1回を目途に実施しています。

実地指導の結果は、次のとおりです。

※平成30年度から、国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、年度末から4月1日現在に、事業所数の集計方法を、場所ごとからサービスごとに変更しています。

平成30年度実地指導結果一覧表(I)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0%
夜間対応型訪問介護	1	0	0%
地域密着型通所介護	57	5	9%
(介護予防)認知症対応型通所介護	20	2	10%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	16	2	13%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	34	8	24%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	0	0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0%
合 計	135	17	13%

平成30年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	5/5	1	-	4
(介護予防)認知症対応型通所介護	2/2	-	-	2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2/2	-	-	2
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	8/8	-	-	8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
合 計	17/17	1	-	16

第2 文書指摘事項

(1) 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	個別サービス計画の作成等	個別サービス計画作成、変更時の利用者の状態把握の不足等
第2位	設備基準	設備、区画等	事故防止対策の不備等
第3位	介護給付費関係	基本報酬、加算誤り等	加算要件の未実施等による介護報酬の請求等
第4位	運営基準	身体拘束等	身体拘束廃止等のための取組の不足等
第5位	運営基準	秘密の保持等	個人情報保護の取組の未実施等

(2) 主な指摘事項

I 運営基準

【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	個別サービス計画の作成や変更にあたって、解決すべき課題や、利用者の心身の状況の把握が不十分であった。	
2	個別サービス計画が、居宅サービス計画に沿った内容になっていなかった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
	なし。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないように、必要な措置が講じられていなかった。	

【研修関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
	なし。	

【衛生管理(健康診断)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
	なし。	

【地域との連携等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営推進会議が概ね2(6)月に1回以上開催されていなかった。	

【非常災害対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	避難訓練が実施されていない、又は訓練内容の記録がされていなかった。	

II 設備基準

【衛生管理(感染症対策)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗剤や掃除道具が、利用者の手の届く所に置かれていた。	

【安全対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	刃物類や薬等について、施錠できる場所に保管する等の安全対策の措置がされていなかった。	

Ⅲ 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の内容が不十分であった。	
2	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束適正化検討委員会が開催されていない、又は身体拘束等の適正化のための指針の内容が不十分であった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- 利用者に対する虐待
- 指定基準に重大な違反
- サービスの内容に不正又は著しい不当
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をした
- 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
- 不正の手段により事業者指定を受けた

平成30年度については、監査の実施は、ありませんでした。